

岩手県告示第384号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和7年6月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 処分をした年月日 令和7年4月21日
- （2） 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 旭電通工業株式会社
  - イ 主たる営業所の所在地 一関市磐井町3番4号
  - ウ 代表者の氏名 平山富清
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－4）第1087号
- （3） 処分の内容 電気工事業、電気通信工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- （4） 処分の原因となった事実 令和7年4月21日付けで電気工事業、電気通信工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2（1） 処分をした年月日 令和7年3月11日
- （2） 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 有限会社藤沢住建
  - イ 主たる営業所の所在地 北上市常磐台四丁目11番106号
  - ウ 代表者の氏名 佐藤和也
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－1）第3432号
- （3） 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- （4） 処分の原因となった事実 令和7年3月10日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3（1） 処分をした年月日 令和7年3月25日
- （2） 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 都南西部水道有限会社
  - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市三本柳22地割12番地
  - ウ 代表者の氏名 菅野博元
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－1）第4705号
- （3） 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- （4） 処分の原因となった事実 令和7年3月24日付けで土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4（1） 処分をした年月日 令和7年3月19日
- （2） 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 内田工事株式会社
  - イ 主たる営業所の所在地 北上市孫屋敷13番11号
  - ウ 代表者の氏名 佐藤一郎
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－3）第5392号
- （3） 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業及び機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和7年3月19日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業及び機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和7年2月18日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社菊池塗装店

イ 主たる営業所の所在地 宮古市山口四丁目1番1号

ウ 代表者の氏名 菊池明子

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-2)第7538号

(3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和7年2月17日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 令和7年5月8日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社丸勝工建

イ 主たる営業所の所在地 奥州市衣川寺袋22番地

ウ 代表者の氏名 千葉セキ子

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-2)第7618号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業及び舗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和7年5月7日付けで土木工事業、とび・土工工事業、管工事業及び舗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 令和7年2月18日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社丸已建設

イ 主たる営業所の所在地 一関市東山町長坂字西本町107番地3

ウ 代表者の氏名 水谷文昭

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-2)第7720号

(3) 処分の内容 左官工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和7年2月14日付けで左官工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 令和7年4月10日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社菊池特殊土木

イ 主たる営業所の所在地 北上市村崎野15地割38番地

ウ 代表者の氏名 菊池輪加子

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-2)第8419号

(3) 処分の内容 とび・土工工事業及びさく井工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和7年3月28日付けでとび・土工工事業及びさく井工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 令和7年3月6日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社佐々木組

イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町船越第5地割27番地5

ウ 代表者の氏名 佐々木誠一

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－1）第9129号

（3） 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

（4） 処分の原因となった事実 令和7年3月4日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

10（1） 処分をした年月日 令和7年3月25日

（2） 処分を受けた者

ア 商号又は名称 小鯖建築

イ 主たる営業所の所在地 宮古市津軽石13地割454番地3

ウ 代表者の氏名 小鯖博

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－3）第9616号

（3） 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

（4） 処分の原因となった事実 令和7年3月24日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

11（1） 処分をした年月日 令和7年3月7日

（2） 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社高寛建設

イ 主たる営業所の所在地 胆沢郡金ヶ崎町西根古寺131番地1

ウ 代表者の氏名 高橋浩文

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－3）第9624号

（3） 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

（4） 処分の原因となった事実 令和7年3月4日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

12（1） 処分をした年月日 令和7年2月10日

（2） 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社アドバテック

イ 主たる営業所の所在地 紫波郡矢巾町大字広宮沢1地割2番地14

ウ 代表者の氏名 川村裕司

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－1）第20062号

（3） 処分の内容 土木工事業及び舗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

（4） 処分の原因となった事実 令和7年1月30日付けで土木工事業及び舗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

13（1） 処分をした年月日 令和7年3月24日

（2） 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社リーフ・デザイン

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市西仙北一丁目2番18号

ウ 代表者の氏名 佐々木寿夫

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－2）第20147号

- (3) 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和7年3月21日付けで大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

14(1) 処分をした年月日 令和7年4月7日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 株式会社つばさ工業
- イ 主たる営業所の所在地 岩手郡葛巻町江刈第8地割23番地4
- ウ 代表者の氏名 田川原孝美
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般－4）第20514号

- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和7年4月7日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

15(1) 処分をした年月日 令和7年4月18日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 株式会社F A C T O R
- イ 主たる営業所の所在地 北上市鍛冶町一丁目4番64号
- ウ 代表者の氏名 平野克利
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般－1）第50330号

- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和7年3月28日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

16(1) 処分をした年月日 令和7年5月1日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 鈴木板金工業
- イ 主たる営業所の所在地 奥州市前沢字赤面25番地1
- ウ 代表者の氏名 鈴木正二
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般－03）第60046号

- (3) 処分の内容 屋根工事業及び板金工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和7年4月30日付けで屋根工事業及び板金工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。